

○京都府立大学教育研究評議会運営規程

(平成20年京都府立大学規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教育研究評議会規程（平成20年京都府公立大学法人規程第3号）第8条及び京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規程第1号）第18条第2項の規定により、京都府立大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の指名等)

第2条 京都府公立大学法人定款（以下、「定款」という。）第21条第3項第2号及び第3号の規定による教育研究評議会の委員は、別表により学長が指名等するものとする。

2 学長は前項の指名等に当たっては、予め、学部長及び研究科長の意見を聴取するものとする。

(会議の開会)

第3条 教育研究評議会は、毎月定例日に開会する。

2 前項のほか、学長が必要と認めた場合には、随時開会することができる。

(議案の提出)

第4条 教育研究評議会に付議する議案は、学長の発意又は委員の提案（原則として、学長が認めたものに限る。）に基づき、学長又は委員が提出する。

(幹事)

第5条 教育研究評議会に幹事を置き、事務局職員のうち、京都府公立大学法人教職員給与規程（平成20年京都府公立大学法人規程第15号）第28条に規定する管理又は監督の地位にある者を充てる。

2 幹事は、教育研究評議会に出席し、議事録の作成及び会議に関する事務をつかさどる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

定款第21条第3項第2号 （学長が指定する教育研究上の重要な組織の長）	京都府公立大学法人組織規則（平成20年京都府公立大学法人規則第1号）第11条に定めのある部局のうち、特に重要と認める組織を指定する
定款第21条第3項第3号 （学長が指名する当該大学の職員）	各学部長・研究科長が推薦する者及び本学の教育研究上の重要課題を担う者の中から指名する